

# 伊方町農業支援センターだより

*Farmer's Communication Magazine For IKATA Member's*

## 農業振興のための「地域おこし協力隊」募集中！

伊方町の農業に新しい風を起こす挑戦をする「地域おこし協力隊」を募集しています。農家のみなさんと一緒に考え活動を行い、時には外部目線のアイデアを取り入れた企画や運営等により町の活性化を図っていただきます。その隊員の活動がスムーズに進むためには、町民のみなさんの理解と協力が不可欠です。



### ● 募集人員 3名

(勤務地は、二見地区・大江地区・三崎地区を予定しています)

### ● 隊員の役割

- ①一人前の農業者となり地域の担い手として活躍する。
- ②経営者として事業を推進するため、地元農業者の雇用と地域外からの新規就農希望者を誘致し農業者を育成する。
- ③産地を守るための新たな方法を見い出し実現させる。

### ● 地域の役割

隊員を育てるのは、町民のみなさんです。受け入れ態勢で必要なことを明記します。

- ・地域おこし協力隊の意義や仕事内容を理解する。
- ・地域内の町民に隊員を紹介する。
- ・地域の未来像の中に隊員を位置づけ、3年間の目標を設定する。
- ・隊員と地域代表者が普段から話ができる協力し合える配置にする。
- ・隊員の仕事に合わせた地域の世話役を決めておく。
- ・地域で定期的に意思疎通の場を設けて意見交換を行う。
- ・道作りや祭りなど地域の行事や活動に誘う。

### 現在伊方町で活躍している地域おこし協力隊員

観光担当：大澤 龍太郎さん（佐田岬ツーリズム協会所属）



外からの目線で地域の魅力を再発見して、その情報を発信したり、それらの情報を冊子やマップにまとめています。また、地域イベントの企画や運営業務、地域住民からの相談を受けて一緒に解決するといった活動を行っています。

移住・定住担当：竹山 和宏さん（総合政策課所属）



町が進める移住・定住施策に則り、活動を行っています。空き家バンクの整備、伊方町体験施設の管理・運営、移住フェアへの参加、移住者へのフォローアップを行っています。移住・定住の支援制度については、伊方町ポータルサイト「いかたライフ」をご覧ください。私たちの活動状況も載っていますよ！

## — CONTENTS —

1. 地域おこし協力隊募集中！  
伊方・瀬戸・三崎地域に各1名を配置
2. 農地を安心して貸し借りるために～利用権設定～
3. 労災保険に加入していますか？
4. 有害鳥獣駆除について
5. 農業者団体紹介（あんぽん営農組合）
- 6～7. 青年農業者協議会プロジェクト発表紹介  
(伊方地区青年農業者協議会)
8. 西宇和みかん支援隊の活動～愛あるえひめ暮らしフェア～

### 伊方町農業支援センター (JAにしうわ営農管理センター内)



企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会（伊方町農業支援センター内）

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2

JANにしうわ伊方支店 営農管理センター内

TEL (0894) 38-0311 FAX (0894) 38-1063

◆瀬戸・三崎地区の受付窓口◆

瀬戸支所地域住民室 TEL(0894)52-0113

三崎支所地域住民室 TEL(0894)54-0116

No.20

# 農地を安心して貸し借りするために



農地を荒らしてしまうと、年数を経るごとに農地としての機能を失い、復旧するのに多大な経費と労力がかかります。そのようにならないために、高齢等により農地の維持管理ができなくなってしまったという方（貸し手）と経営規模を拡大したいという方（受け手）を結びつけるためのもので「利用権設定」という方法があります。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づく国の制度で、貸した農地は設定した期間が終了すれば、貸し手である農地所有者に返ってくるため、安心して農地の貸し借りができます。

例えば、口約束だけでの貸し借りでは、貸し手に農地が返ってこなくなったり賃借料や離作物のトラブルなどが発生する心配がありますが、利用権の設定を行っておけば、町や農業委員が貸主・借主の間を仲介するため、安心でトラブル発生の可能性が低くなります。

平成28年度実績：利用権設定 12.7ha（158筆）うち、新規8.0ha（107筆）

## 貸し手のメリット

- 農地法の許可は不要なので手続きの負担が少ない
- 貸した農地は期限がくれば必ず戻ります
- 利用権の再設定により継続して貸すことができます。

## 権利の種類

- 無償で貸し借りする「使用貸借権」
- 一定の料金（または物納）を支払う「賃貸借権」  
※近年は、ほとんどが「使用貸借権」です。

## 手続方法

- 利用権設定による農地の貸し借りを希望する人は、「利用権設定申請書」を農業委員会まで提出してください。「申請書」は、各支所及び農業委員会で配布します。また、伊方町ホームページからダウンロードすることもできます。

## よくある質問

問：利用権設定を行う土地の所有者が亡くなっていますがどのような手続きになりますか？

答：法定相続人が複数ある場合は、5年の利用権設定の場合は共有持ち分の二分の一を超える同意が必要。

## 利用権設定を受ける要件

利用権設定を受ける人（農地を借りる人）は次のすべての要件を満たす必要があります。

1. 農地の全てを効率的に利用すること。
2. 必要な農作業に常時従事すること。（原則、年間150日以上）
3. 一定の面積を経営すること（伊方・三崎地域：30a、瀬戸地域：40a）
4. 周辺の農地利用に支障がないこと



**【お問い合わせ先】 伊方町農業委員会 電話38-2658**

# ～事業主のみなさんへ～ 労災保険に加入していませんか？

みかん採り等の農作業のために雇った人（労働者）が仕事中にケガをしたときには、事業主が治療費を負担し、そのケガのため働けない時は、休業補償等を支払わなければならぬ事を知っていますか？

**労働基準監督署では、農業を含む全ての事業主に  
『人を雇う場合は労災保険に加入すること』を義務づけています。**

労災保険に加入していれば、労働者が業務中や通勤途中にケガをした際に、治療費等の給付、仕事が出来ない期間の休業補償の給付、障害が残った場合の給付、遺族への給付などを労災保険から支払うことができます。（労災保険未加入の場合、これらの補償を請求されれば事業主が支払わなければなりません）

**平成28年度 西宇和管内の農作業事故報告数 25件**

事故の主な原因	傷病内容
・三脚や脚立から転落	骨 折 6件
・雑草や傾斜地で足を滑らせて転倒	内臓損傷 3件
・段々畠の端から下の段へ転落	打 撲 8件
・枝が折れるなどで木から転落	裂 傷 5件
・モノレール等、農機具取り扱い中の事故	そ の 他 3件
・通勤中や園地移動中の交通事故	

**いつも慣れている  
“簡単な作業”  
のはずだったのに…**



人は歳を重ねるごとに力も感覚も弱くなっています。しかし残念な事にケガをするまでそのことに気づかないのが人でもあります。いつも来てくれる労働者たちも、皆さんと同じように歳を重ね、全ての面で“鈍く”なっていることを忘れないで下さい。「無理をしない・させない」「危ない所で作業しない・させない」を心がけて、事業主・労働者ともに、農作業事故防止に努めて下さい。

## ◆労災保険料は、前年度支払賃金総額の1.3%

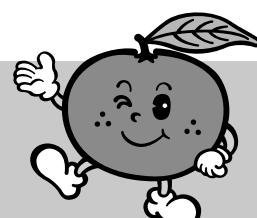
(ケガの補償請求等により掛け金が変わることはありません)

例えば、平成28年度中（H28.4月～H29.3月）に支払った賃金総額が50万円だった場合、  
50万円×1.3%＝6,500円 新規加入時に支払う保険料は、6,500円です。

※加入翌年の更新時（5～6月頃）には、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため「一般拠出金」として前年支払賃金の0.002%を追加徴収することが法律で定められています。

(例) 50万円×0.002%＝10円を加算

労災保険のお問い合わせ・ご加入等のお申込みは、  
お近くの営農管理センター・支店・事業所の  
「労災保険担当者」へご相談ください。



# 有害鳥獣駆除について

## ～自分の農地は自分で守ろう～

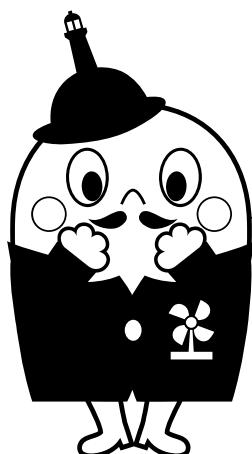
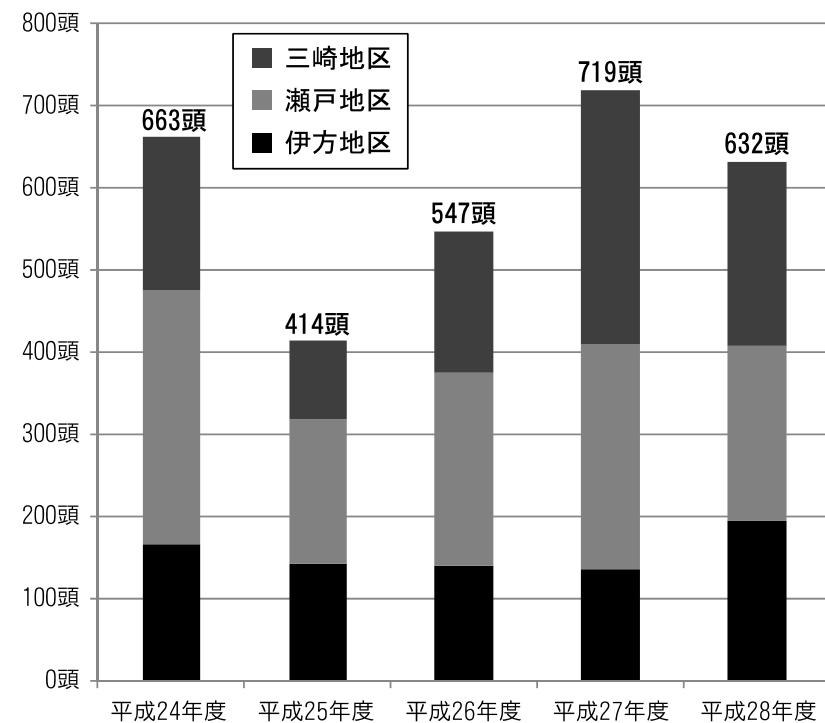
近年、中山間地域などにおいて、シカ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣による農作物被害が深刻化・広域化しています。伊方町も例外ではありません。町内の平成28年度における野生鳥獣による農作物の被害は、被害面積約23ha、被害金額は約4千万円にのぼり、その半数以上がイノシシによるものです。被害金額等については、近年増加傾向にあり、農作物の被害だけでなく住宅地付近への出没も頻繁に確認されています。

伊方町では、平成19年度に有害鳥獣捕獲等の事業を推進するため、伊方町有害鳥獣連絡会を設立しました。以後、防護柵による守りの対策、有害鳥獣捕獲による攻めの対策の2本柱で被害防止に努めています。

防護柵（鉄筋柵・電気柵）の設置については、国、県の補助事業を活用し毎年約20kmずつ設置が進んでいます。

イノシシの捕獲状況については、狩猟期間以外も有害鳥獣捕獲許可を行い上のグラフのとおり過去5年間は、414頭から719頭の間で推移しています。被害を減らすためには、捕獲圧を高め生息頭数を減少させる必要がありますが、捕獲に協力いただいている、猟友会員の高齢化等により狩猟者の数が減少傾向にあり、これ以上の捕獲数の増加が厳しい状況になっています。そこで、これからは農業者自ら「自分の農地は自分で守る」という精神の元、防護柵の設置だけでなく、有害鳥獣の捕獲にも積極的に取り組んでいく必要があります。まずは、狩猟免許の取得から目指してみましょう。

**5年間のイノシシ捕獲状況（平成24年度～平成28年度）**



有害鳥獣の捕獲を行うには、  
“狩猟免許”が必要です。また、狩猟期間以外においては、町の有害鳥獣捕獲許可が必要となります。  
たとえ自分の農地内であっても、好き勝手に捕獲はできません！また、トラバサミ等を使用した危険な猟法は禁止されています！  
法令を順守し、安全な狩猟を行うダンディー！



## 活躍する団体紹介

### あんぽん営農組合

「新しい発見や楽しみは交流から」

あんぽん営農組合は、旧伊方町に在住する認定農業者ら6人の会員で構成され、伊方地区における耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、新たな担い手の育成と地域の活性化を目的に平成19年に設立されました。

その当時、湊浦地区では条件の良い50aのまとまった園地が耕作放棄される状況になったため、これをどうにかして維持管理をしたいが個人経営ではどの農家も今以上の面積拡大が困難な状況でした。相談をする中で、志を同じくする仲間に声をかけ集まった6人で任意団体をつくり共同管理することになりました。その団体の名称が「あんぽん営農組合」です。

農地は、代表者が地主と利用権設定を行い、農作業と管理を共同で行っています。現在の経営状況は、経営面積は約4.5aで早生、普通温州と4年生の石地温州を栽培しています。

この10年間で、伊予柑の改植と密植であった樹の伐採及び園内道の整備を行いました。また、精品率の向上と隔年結果防止については、当初は年によってかなりばらつきがありました。近年は精品率85%、10a当たりの収量4tで安定生産ができます。

作業は、収穫以外は午前中のみ。全員作業は、5月の施肥・摘蕾、8月、9月の摘果、11月、12月の収穫、選果の年間7日。ほかは数名での作業が18日です（28年度実績）。一人でははかどらない作業も、6組が共同で作業すれば効率が良い上に、密植樹の伐採と園内道の設置により格段に作業効率は良くなりました。

組合員のみなさんにお話を伺うと、「ベテランばかりのメンバーではあるが、その中でも技術の向上や情報交換の場として役立っている。」「この組合で知り合うことができ仲間づくりができた」「交流が図れ、農作業以外の別の楽しみもある」などの意見が聞かれました。また、5月末には結成10周年を記念して組合員の夫婦で2泊3日の旅行を実施しました。

川口組合長は、「会員の高齢化（平均年齢66歳）が進んでいるが、石地温州の10年目を目指して老木の早生、普通温州の改植を行いたい。」と今後の抱負を語っていただきました。



6/13の作業は、9名が参加して施肥・防風垣整理・石地剪定を実施。剪定は女子部が担当。この日は、西川JA指導員を招いて講習を受けながら剪定を実施。（上記写真）

# 伊方みかんのPRと消費拡大

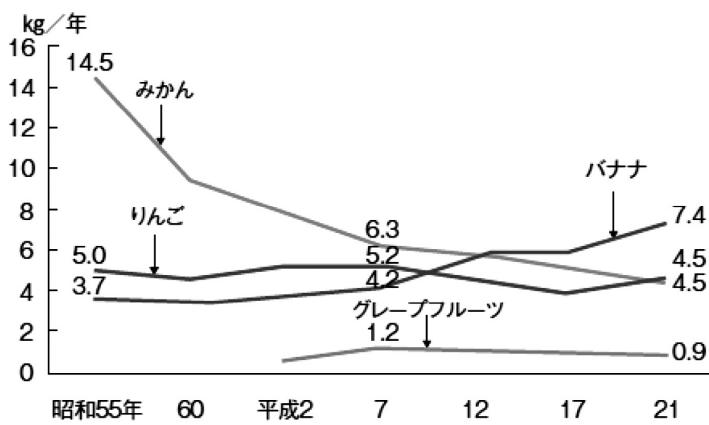
伊方地区  
青年農業者  
協議会

私たちは、平成24年度から大学生と連携をとり援農等に関するプロジェクトを進めてきました。まずは、右図をご覧ください。りんごやバナナはあまり変化が見られませんが、みかんの消費が昭和55年頃から30年間で3分の1まで減少しています。

そこで私たちは、この背景を受け昨年度より「みかんのPRと消費拡大」をテーマとしたプロジェクトに取り組んできました。若者がみかんを少しでも身近に、そして、手軽に取って食べられるよう、大学学食での「みかん1個販売」を試みることとしました。昨年は、大学食堂でのみかん販売は松山大学1校だけでしたが、今年はほかに愛媛大学、県立医療技術大学の3校で行いました。参考までに、各大学の食堂利用人数は1日当たり松山大学3,000人、愛媛大学2,000人、県立医療技術大学150人です。

みかん販売初日11/14には、伊方みかんの味をPRするために500個のみかんを無料配布しました。販売実績は次のとおりです。実質24日間で松山大学185kg、愛媛大学80kg、県立医療

果実の1人当たりの購入数量



総務省「家計調査」から引用



松山大学でのみかん無料配布

技術大学50kgを販売しました。一日当たりを単純に計算すると松山大学は、25人に1人が県立医療技術大学は、5人に1人が食べたことになります。

次に、アンケート調査についてです。今回は、みかんを食べた方を対象にアンケートを取りました。調査期間は、11/14～12/16までの約1ヶ月です。



アンケートの回答数は144名。

①価格（1個30円）は、約8割の方が「普通」「安い」。②味は、「良い」が83%。特に、県立医療技術大学では93%が「良い」との回答。③手軽さは、「買いややすい」、「やや買いややすい」で8割。

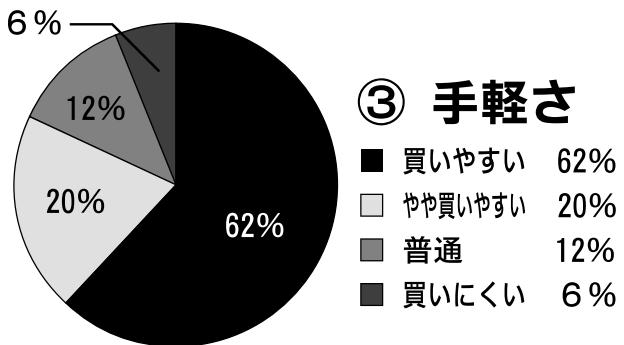
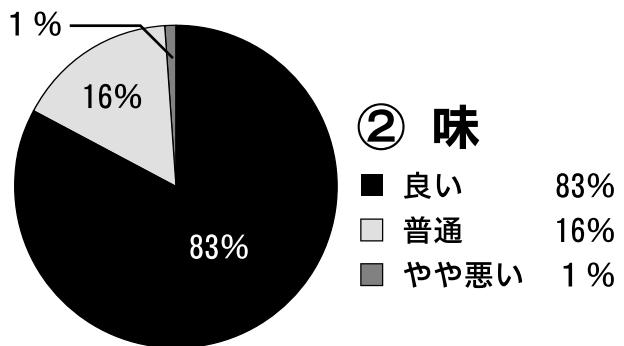
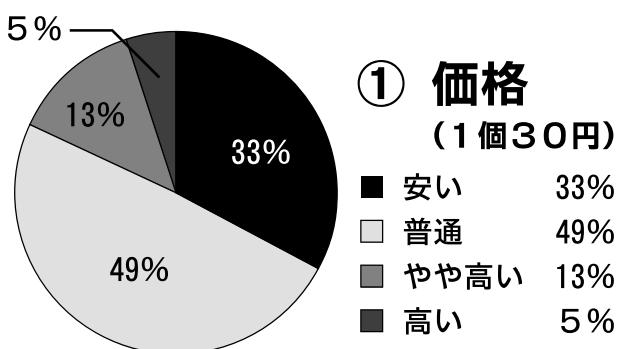
次に、自由記述のアンケート結果を紹介します。「みかんを買いややすくなるためのアイデア」としてレジ付近での販売など商品陳列の工夫、試食を置くなどの販売方法の工夫といった意見が多くみられました。また、「コーヒーに合うみかんをつくる」、「みかんは貰うものという概念を捨てる」といったおもしろい意見もありました。

次に、「みかんを食べる以外」の活用方法については入浴剤などお風呂での活用そして、飲み物、皮等を掃除に使う、芳香剤にするといった意見が多くみられました。また、みかんの皮アートやみかん畠のイルミネーションといった意見もありました。

続いて、課題です。昨年から取り組んでいる松山大学の売り上げがほぼ変わらなかった事と各大学によって売れ行きにバラつきがあったことです。また、アンケートの採り方によって回収率に大きく差がでたことが反省材料です。

最後に、来年度の対策とチャレンジとして今年度上げられた課題への対策（商品陳列方法の検討）について協議し、またアンケートの意見やアイデア（企業とのコラボ）を参考にして、更に効果的なPRにつなげていきたいと思います。そして、企業・福祉関係の食堂への拡大を行い若者だけではなく幅広い層への「みかん1個販売」を広めていきます。

### 食堂での伊方みかん1個売りについて



# 西宇和みかん支援隊の活動より

## ～「愛あるえひめ暮らしフェア in 大阪」に参加して～

愛媛県は、移住者の増加を推進するため県単独で「愛あるえひめ暮らしフェア」を東京と大阪で開催しています。このフェアには、愛媛での生活や仕事、住まいの情報を提供するため県内の市町や、地域団体等が参加しています。このイベントに、「西宇和みかん支援隊」が参加しました。

7月15日開催の大坂会場では、11のブースに全体で27組37名が来場しました。参加者は中高年が比較的多かった感じです。



西宇和みかん支援隊のブースには6組が来場。(うち2組は夫婦) その中で、2組は「体験ツアー」に興味をしめしていましたが、「今年度参加したい」といった積極的意見は残念ながらありませんでした。今後とも、繁忙期の労働力確保と農業への新規参入者確保は必要不可欠なためSNSだけに頼らず多様な情報を伝えることができる対面での面談をうまく活用する必要性を感じました。

前日の時間を活用して、京都府和束町で実施している「ワツカナジカン農援プロジェクト」の視察研修を行いました。和束町は人口4,000人の都市近郊型の過疎化・高齢化が進む町です。基幹産業は、農業で800世帯のうち300世帯がお茶を生産しています。お茶の生産農家は、育成から加工までを一貫して行う農家が大半のため、繁忙期は人手が足りない状況です。

その中で、都市部から若者を集め農家の手助けを行うプロジェクトを立ち上げたのが山下丈太さんです。今年で4年目を迎えます。期間は、5/1～7/31の3ヶ月間。住居は、個人の家をシェアハウスとして利用します。仕事内容は、お茶づくりの現場で20kgの摘んだ芽をトラックまで運搬したり寒冷紗を掛ける作業等なので、経験がなくてもすぐに覚えられる作業です。

このプロジェクトの特徴は、農家より参加する若者に比重を置き「働きに来ているわけではない！」という若者の意思を尊重した受け入れ態勢を行っています。

今年は、13人が11件の農家で働いていました。シェアハウスは、山下代表の実家を使っており、食事も山下代表がつくっているということでした。実績としては、4点。①これまでのプロジェクト参加者の中で定住者がある。②参加者に重点を置きフォローバック体制が充実していることより参加者が成長していく姿を感じることができる。③お茶の直売のなかつた当地域に「和束茶カフェ」をオープンし直売所兼コミュニティスペースとして活用している。④プロジェクトの輪が広がり交流を行っている奈良県下市で「シモイチノジカン」と名付け柿の収穫を行う10日間のプロジェクトを実施予定。

山下代表の思いと行動が、周りの人を動かし地域活性化に結びついている成功例であると感じました。

